

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	(1)児童扶養手当法等の規定に基づき、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達業務、児童扶養手当情報の照会に関する事務処理を行う。 (2)特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・申請書や届出書の確認 ・支給要件に必要な各種情報の照会
③システムの名称	(1)児童扶養手当システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(81の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部子育て支援課 給付担当 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人情報及び本人確認情報が記載された申請書の廃棄を複数人で行ったり、特定児個人情報を含む書類を施錠できる書棚に保管するなど、人手が介在する局面で対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>児童扶養手当システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による給付」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第12条、第19条、第35条、第36条、第44条) (情報照会の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2) (情報照会の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>	事後	
令和1年6月24日	I. 5. ②所属長の役職名	こども課長 東海林 博志	こども課長	事後	
令和1年6月24日	VIリスク対策		様式変更による記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>(1).行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2) (情報照会の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>	<p>(1).行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2) (情報照会の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>	事後	
令和3年12月24日	I. 5. ①部署	健康福祉部こども課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和3年12月24日	I. 5. ②所属長の役職名	こども課長	子育て支援課長	事後	
令和3年12月24日	I. 8. 連絡先	健康福祉部こども課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和4年12月28日	I. 1. ③システムの名称	<p>(1)児童扶養手当システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ</p>	<p>(1)児童扶養手当システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)サービス検索・電子申請機能</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I. 3. 法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の37の項 <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令</p> <p>で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29条 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項及び別表の56の項</p>	事後	
令和6年9月20日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 <p>(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>「児童扶養手当」が含まれる条(第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(81の項)</p>	事後	
令和6年9月20日	II. 1 対象人数	平成31年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月20日	II. 2 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人情報及び本人確認情報が記載された申請書の廃棄を複数人で行ったり、特定児個人情報を含む書類を施錠できる書棚に保管するなど、人手が介在する局面で対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		児童扶養手当システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	